

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 出雲国造神賀詞奏上儀礼と境界：近き守り神

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-04-30 キーワード (Ja): 近き守り神, 交通の要衝, 海外との境界, 国玉神とその子神による守護, 天武朝 キーワード (En): 作成者: 中山, さら メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000334">https://doi.org/10.57529/0002000334</a>

# 出雲国造神賀詞奏上儀礼と境界―近き守り神―

中山さら

## 論文要旨

出雲国造神賀詞奏上儀礼の成立は、国史上の初見である霊龜二年（七二六）との見方が主流であるが、詞章の原型はそれ以前に遡るとの指摘もある。これは、神賀詞奏上儀礼の詞章における近き守り神が飛鳥・藤原の地を囲むことによる。本稿では近き守り神の成立した時期を検討し、その求められる役割を考察する。

近き守り神は大和盆地の交通の要衝に存在し、東西の守り神は大和盆地における海外との境界に位置する。これは、海外からの災いである疫病や本土侵攻などから天皇を守るためである。

天武初年から造宮が開始される藤原京は、即位が行われる大極殿を中心に、宮を中央に配した同心円状の構造であり、天皇を中心にした同心円状の境界で祭祀がおこなわれた。神による境界守護は孝徳朝に確認できるが、孝徳朝や天智朝の宮は近き守り神の範囲にはない。近き守り神は天武朝に天皇を中心とした四方の境界における国玉神とその子神による守護として成立したのである。

【キーワード】 近き守り神 交通の要衝 海外との境界 国玉神とその子神による守護 天武朝

## はじめに

『続日本紀』大宝元年（七〇一）春正月乙亥朔（一日）条に朝賀の儀がおこなわれた様子が記されている。大極殿の正門に鳥形の幡、

左に日像・青竜・朱雀、右に月像・玄武・白虎の幡がたてられ、新羅使の参列がある。この後には「文物之儀、於<sub>レ</sub>是備矣。」と、今まで取り組んできたものが完成し、新たな時代を迎えようという意気込みにあふれる宣言ともとれる一文が続いている。同年三月甲午（二十一日）条には「建<sub>レ</sub>元為<sub>二</sub>大宝元年<sub>一</sub>。」とあり、ここからはじめて法に則して元号が一般の表記に用いられるようになる。同日「始<sub>二</sub>新令<sub>一</sub>、改<sub>二</sub>制官名位号<sub>一</sub>。」とあるため、位階においても大宝令の運用が開始されたといえる。律令は大宝律令によって完成されたと理解されており、祭祀・儀礼も法に基づいて制度化されていたのであろう。大宝律令は大宝元年八月癸卯（三日）条に「大略以<sub>二</sub>淨御原朝廷<sub>一</sub>為<sub>二</sub>准正<sub>一</sub>。」とあるように、天武天皇十年に編纂が開始された淨御原令を基準として編纂されているのだらう。

出雲国造神賀詞奏上儀礼の淵源は、大宝二年二月庚戌（十三日）の国造入京とみられており、和銅元年（七〇八）三月丙午（十三日）に忌部宿祢子首が出雲国司として現地に出雲に赴いたことと関連して成立し、国史上の初見である靈龜二年（七一六）に開始されたとする見解が主流である。出雲は、中央の大和<sup>4</sup>に対し、東の伊勢と西の出雲という「東西軸」として存在し、国家的立場から特別の意味を有していたと指摘されている。神賀詞奏上儀礼はこの特別な地である出雲の国造によってのみ行われるものである。『日本書紀』神代下第九段第二の一書にある「当<sub>二</sub>主汝祭祀<sub>一</sub>者天穗日命是也。」と一致するように、天穗日命の子孫とされる出雲国造が、神話の通り大己貴神<sup>7</sup>の祭祀を行う。その祭祀をうけた国神・大己貴神は、天皇の即位において、天皇の御世が長く続くことを約束し、そのしるしとしての「賀詞の奏上」と「劍・鏡の奉上」が、出雲国造を仲介者として行われるものと考えてよいだろう。<sup>8</sup>

儀礼の開始を国史上の初見とする見解に対し、天武朝を中心にその前後の頃より儀礼が行われていたとする見方も存在する。これは、出雲国造神賀詞の詞章に、大己貴神の和魂と子神が皇孫命の近き守り神として大和盆地に配されるとあり、その位置が飛鳥・藤原の地を囲むことから、これらの地に宮があつた時代に儀礼が成立したと考えられたためである。このほか、『古事記』『日本書紀』の編纂や広瀬大忌祭・龍田風神祭など、天武朝から開始されたであろう事跡が多いことや、近き守り神に壬申の乱で活躍する事代主神が含まれることなどからの結論である。<sup>10</sup> また、儀礼の開始は元正朝であるが、詞章原形の成立をそれ以前に求める論<sup>11</sup>も存在する。たしかに、奏上記事の国史上の初出である元正朝は平城京に遷都しており、大和盆地の東南を囲むように位置する近き守り神からは離れている。これでは「皇孫命の近き守り神」という詞章は成立しない。この儀礼において、儀礼の開始と近き守り神の成立の時期を同時期とはみな

さず、区別して考えることによつてみえてくる儀礼成立の背景があるのではないだろうか。本稿では、近き守り神の立地・景観に注目し、史料等も用いてその成立時期と求められる役割を考察していきたい。

### 一、近き守り神と境界

大己貴神への出雲国造による祭祀の由来が示される『日本書紀』第九段第二の一書において、大己貴神は「吾所<sub>レ</sub>治<sub>ニ</sub>頭露事者、皇孫当<sub>レ</sub>治。吾將退治<sub>ニ</sub>幽事<sub>一</sub>。」として避去する。その後、大物主神と事代主神が首渠として帰順し、八十万神を天高市にあつめて天に昇つて誠の心をあらわしたとある。この時、高皇産靈尊は大物主神に「宜領<sub>ニ</sub>八十万神<sub>一</sub>・永為<sub>ニ</sub>皇孫<sub>一</sub>奉護。」として還り降らせており、神勅により大物主神と事代主神は皇孫を守護する存在とされている。この二神は、神賀詞の詞章においても皇御孫命を守護する神であり、近き守り神は、『延喜式』祝詞に確認できる。

【史料一】『延喜式』祝詞29出雲国造神賀詞条

(略) 乃大穴持命<sub>乃</sub>申給久、皇御孫命<sub>乃</sub>静坐<sub>乎</sub>大倭国申<sub>天</sub>、<sub>己</sub>命和魂<sub>乎</sub>八咫鏡<sub>尔</sub>取託<sub>天</sub>、倭大物主櫛<sub>玉</sub>命<sub>登</sub>名<sub>乎</sub>称<sub>天</sub>、大御和<sub>乃</sub>神奈備<sub>尔</sub>坐、<sub>己</sub>命<sub>乃</sub>御子<sub>阿遲須伎高孫根</sub>乃命<sub>乃</sub>御魂<sub>乎</sub>、葛木<sub>乃</sub>鴨<sub>能</sub>神奈備<sub>尔</sub>坐、<sub>事代主</sub>命<sub>能</sub>御魂<sub>乎</sub>宇奈提<sub>尔</sub>坐、<sub>賀夜奈流美</sub>命<sub>能</sub>御魂<sub>乎</sub>飛鳥<sub>乃</sub>神奈備<sub>尔</sub>坐、<sub>天</sub>、<sub>皇孫</sub>命<sub>能</sub>近守神<sub>登</sub>眞置<sub>天</sub>、八百丹杵<sub>築</sub>宮<sub>尔</sub>静坐<sub>支</sub>、(略)

右の傍線部には⑦大己貴神の和魂としての大物主神と、大己貴神の子神の御魂としての④味耜高彥根神・⑤事代主神・⑥賀夜奈留美神<sup>12</sup>の四神の名があげられており、網掛け部には大己貴神が四神を皇御孫命の近き守り神として置き杵築宮に鎮まったとある。この⑦は大物主神社でよいだろう。④は『出雲国風土記』賀茂神戸に「所<sub>レ</sub>造<sub>ニ</sub>天下<sub>一</sub>大神命之御子、阿遲須積高日子命、坐<sub>ニ</sub>葛城賀茂社<sub>一</sub>。此神之神戸。故、云<sub>レ</sub>鴨。」とあるので、高鴨神社に比定できる。⑤は諸説あるが、現在も雲梯町という地名が残ること、神賀詞奏上儀礼の成立に尽力した忌部氏の祖神である天太玉命神社や出雲の玉作工人が赴いた曾我遺跡に近接すること<sup>15</sup>、川俣神社（現・木葉神社）の祭神には事代主神が含まれていないとみられること<sup>16</sup>、事代主神帰順の神話に天高市とあること<sup>17</sup>などから、本稿では高市御縣坐鴨事代

主神社（現・河俣神社）と推定する。<sup>18</sup> ㊦の位置は最も混迷しており、式内社とされる加夜奈留美命神社は栢森にあるが、飛鳥の神奈備をミハ山とみる説もある。<sup>19</sup> しかし、西宮一民氏が「加夜鳴水」を含めて「戒成」の地名となつたとし「飛鳥の神奈備」は阪田戒成の地を指すと指摘するように、<sup>20</sup> 現・葛神社<sup>21</sup>の地がふさわしいと考えられるため、これを支持する。㊦㊧の位置と藤原宮・飛鳥宮の位置をカシミール3D地形データ上に示し図1とする。

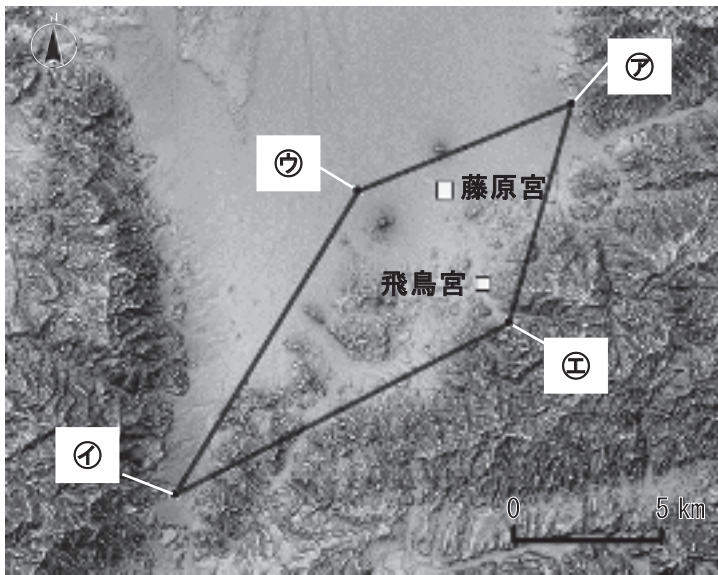


図1 飛鳥宮・藤原宮と近き守り神  
カシミール3Dを改変して作成

曾我川に近接して配されており、地理的に境界と判断できる位置に存在するといえる。崇神紀において大物主神の名乗りがあるが、ここでも境界が意識されている。

【史料二】『日本書紀』崇神天皇七年二月丁丑朔辛卯（十五日）条

我是倭国域内所居神、名為大物主神。

右の傍線部で、大物主神は自らを倭国の域の内にいる神であると名乗っている。大物主神は大和盆地の東の三輪山の麓に位置しており、ここが境界と認識されていることがわかる。神賀詞の詞章で、次に挙げられるのは㊨味耜高彥根神であり、大和盆地の西の葛城山に位置している。近き守り神として挙げられる順番はそのまま重要度に置き換えられるとすると、大物主神と味耜高彥根神は大和盆地の東西における地理的な境界に存在する神として重視されたと考えられる。まずはこの二神に注目したい。<sup>22</sup>

## 二、大物主神と味耜高彥根神の境界

神賀詞詞章で大己貴神の和魂とされる⑦大物主神についてみていく。『古事記』において、大物主神は大国主神の亦名に含まれず、大国主神は大己貴神・葦原色許男神・八千矛神・宇都志国玉神と同神とされる。『日本書紀』第八段第六の一書において大物主神は大国主神と同神とされ、亦名は大物主神・大己貴神・葦原醜男・八千戈神・大国玉神・顕国玉神とされる。大国主神は『古事記』において五つの名を持ち、『日本書紀』において七つの名を持つとされるのである。その違いは、大物主神と大国玉神の名が加わっていることである。神賀詞詞章で大物主神は大己貴神の和魂として大御和の神奈備（三輪山）に置かれたとされるため、ここで『古事記』『日本書紀』における三輪山に祭られた神に関する記事を確認したい。

【史料三】『古事記』<sup>23</sup> 少名毘古那神との国作り

大国主神愁而告、「吾独何能得作此国<sup>一</sup>、孰神与<sup>レ</sup>吾能相<sup>二</sup>作此国<sup>一</sup>耶。」是時<sup>④</sup>有<sup>二</sup>光<sup>レ</sup>海依来之神<sup>一</sup>、其神言、「能治<sup>二</sup>我前<sup>一</sup>者、吾能共与<sup>レ</sup>相作成、若不<sup>レ</sup>然者、国難<sup>レ</sup>成。」余、<sup>⑤</sup>大国主神、曰<sup>二</sup>「然者治奉之状奈何<sup>一</sup>。」答<sup>三</sup>言<sup>一</sup>「吾者伊<sup>三</sup>都岐奉于<sup>二</sup>倭之青垣東山上<sup>一</sup>。」

④ 此者坐<sup>二</sup>御諸山上<sup>一</sup>神也。

右の『古事記』において、大国主神（大己貴神）は共に国をつくる神（太字部）を求める。共に国をつくる神（網掛け部）は以下のよりに表現される。①海を照らして依り来る。②大国主神（大己貴神）にどの様にまつべきかと問われる。③大和の東の山の上（三輪山）に祭るようという。④これが御諸山（三輪山）の上に坐す神である。

【史料四】『日本書紀』第八段第六の一書

今理<sup>二</sup>此国<sup>一</sup>唯吾一身而已、其可<sup>三</sup>与<sup>レ</sup>吾共理<sup>二</sup>天下<sup>一</sup>者蓋有之乎。于<sup>レ</sup>時<sup>④</sup>神光照<sup>レ</sup>海忽然有<sup>二</sup>浮来者<sup>一</sup>曰、如吾不<sup>レ</sup>在者、汝何能平<sup>二</sup>此国<sup>一</sup>乎、由<sup>二</sup>吾在<sup>一</sup>故、汝得<sup>レ</sup>建<sup>二</sup>其大造之績<sup>一</sup>矣。是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶。对曰、吾是汝之幸魂奇魂也。⑤大己貴神曰、

唯然、廼知<sup>二</sup>汝是吾之幸魂奇魂<sup>一</sup>、今欲<sup>二</sup>何処住<sup>一</sup>耶。对曰、吾欲<sup>レ</sup>住<sup>二</sup>於日本国之三諸山<sup>一</sup>、故<sup>④</sup>即營<sup>二</sup>宮彼処<sup>一</sup>使<sup>二</sup>就而居<sup>一</sup>、此大三輪之神也。

右の『日本書紀』において、大己貴神は共に天下をおさめる者（太字部）を求め。共に国をつくってきた者（網掛け部）は以下のよ  
うに表現される。(a)海を照らして浮び来る。(b)大己貴神が自身の幸魂奇魂であるとし、どこに住みたいかと問われる。(c)三諸山（三輪  
山）に住みたいという。(d)宮をつくって住ませた、これが大三輪の神である。

【史料三】と【史料四】の共通する点を挙げる。

- ・海を照らして来る様子 (a)。
- ・大己貴神によってまつられる (b)。

・まつられる場が倭之青垣東山上・三諸山（三輪山）である (c)。

なお、(b)・(c)は神賀詞の詞章とも一致する。

【史料三】と【史料四】の異なる点を挙げる。

- ・大己貴神が求めたのは「共に国をつくる神」から「共に国を治める者」へ推移。
- ・海を照らして来る者は「大己貴神と同神である幸魂・奇魂」とあらわされるようになる。
- ・「倭の御諸山の上に坐す神」から「日本国の三諸山につくられた宮に坐す神」となる。

神の宮の造営は、『日本書紀』天武天皇十年正月己丑（十九日）条に「詔畿内及諸国、修三理天社地社神宮。」とあるように、天  
武朝が本格的な神社神殿の建造の始まりとみられている<sup>24</sup>。

三輪山の神は崇神朝に起きた災とともに、祭祀の由来が語られている。

【史料五】『古事記』崇神天皇 神々の祭祀

此天皇之御世、役病多起、人民為<sub>レ</sub>尽、余、天皇愁歎而、坐<sub>三</sub>神牀<sub>二</sub>之夜、大物主大神、顕<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>御夢<sub>一</sub>曰、「是者我之御心、故、以<sub>二</sub>  
意富多々泥古<sub>二</sub>而、令<sub>レ</sub>祭<sub>三</sub>我前<sub>一</sub>者、神氣不<sub>レ</sub>起、国亦安平。」(略)即以<sub>三</sub>意富多々泥古<sub>二</sub>命<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>神主<sub>一</sub>而、於<sub>二</sub>御諸山<sub>一</sub>拜<sub>三</sub>祭意富

美和之大神前<sub>一</sub>。(略)此而役気悉息、国家安平也。(略)

此意富多々泥古命  
者、神君・鴨君之命

右に、疫病がおこり多くの人民がなくなるが、大物主大神が天皇の夢において、意富多々泥古を以って我を祭れば、災いがおさまり平

安になると告げる。そして、大物主神の子孫である意富多多泥古を神主として御諸山で意富美和之大神を祭ること等によって、疫病が終息し国は平安になったとする。神君と鴨君は意富多多泥古を祖とする同族とある。

【史料六】『日本書紀』崇神天皇五年〜七年

五年、国内多<sup>二</sup>疾疫<sup>一</sup>、民有<sup>二</sup>死亡者<sup>一</sup>、且大半矣。六年、百姓流離、或有<sup>二</sup>背叛<sup>一</sup>、(略) 七年春二月丁丑朔辛卯、(略) 是夜夢有<sup>二</sup>貴人<sup>一</sup>、对<sup>二</sup>立殿戸<sup>一</sup>、自<sup>二</sup>称大物主神<sup>一</sup>曰、(略) 若以<sup>二</sup>吾兒大田田根子<sup>一</sup>、令<sup>レ</sup>祭<sup>レ</sup>吾者則立乎矣、亦有<sup>二</sup>海外之国<sup>一</sup>自当<sup>二</sup>帰伏<sup>一</sup>。(略) 即以<sup>二</sup>大田田根子<sup>一</sup>、為<sup>下</sup>祭<sup>上</sup>大物主大神<sup>二</sup>之主<sup>上</sup>。(略)

右に、国内に疫病があり、多くの民が死に、百姓が土地を離れ、反乱するものがあつた。このように混乱した状況であつたが、天皇の夢で大物主神が、子孫である大田田根子を以つて吾を祭れば、災いがおさまり、国は平安になり、海外の国も自ら帰伏する(傍線部)と告げる。大田田根子を、大物主神を祭る神主とする等がある。

『古事記』・『日本書紀』において、大物主神が天皇の夢で子孫である大田田根子を神主として指定し、吾(我)を祭れば疫病などの災いはおさまると告げることは共通するが、実際に大田田根子を神主とした神の名(網掛け部)と、得られるであろう結果には違いがあるといえるだろう。これをまとめ表1とする。

表1 『古事記』と『日本書紀』の三輪山の祭祀

	夢で告げる神	神主	大田田根子を神主とする神	得られるであろう結果
『古事記』	大物主大神	意富多多泥古	意富美和之大神	災いがおさまり平安になる
『日本書紀』	大物主神	大田田根子	大物主大神	災いがおさまり平安になる 海外の国が帰伏する

表1において、大田田根子を神主とする神が大物主神であると明記されているのは『日本書紀』である。それに伴い、得られるであろう結果に、海外の国が自ら従うという意味が加わっている。先に示したように『日本書紀』は第八段第六の一書において、大己貴神(大



国主神)の亦名に大物主神・大国玉神の名が加わっており、吉井巖氏は『日本書紀』第九段第二の一書において、大物主神は大国主神とは別神のように記述されていることから、大物主神が大国主神に包摂された時期は極めて新しいと指摘している。<sup>25</sup>『日本書紀』で大己貴神の亦名となり、出雲国造神賀詞奏上儀礼の詞章で大己貴神の和魂として大御和の神奈備(三輪山)に置かれたとされる大物主神への祭祀は、<sup>26</sup>疫病など海外の国からの災いの終息による国内の平安に加え、海外の国の帰伏をもたらしものであった<sup>27</sup>と考えられるだろう。神賀詞の詞章で大己貴神の和魂とされる大物主神の大御和の神奈備は海石榴市に近接しており、海石榴市は海外からの使者が入京する場所である。

【史料七】『日本書紀』推古天皇十六年夏四月条

即大唐使人裴世清、下客十二人、從<sup>二</sup>妹子臣<sup>一</sup>至<sup>三</sup>於筑紫<sup>一</sup>。

【史料八】『日本書紀』推古天皇十六年六月壬寅朔丙辰(十五日)条

客等泊<sup>二</sup>于難波津<sup>一</sup>、是日、以<sup>二</sup>飾船卅艘<sup>一</sup>迎<sup>三</sup>客等于江口<sup>一</sup>、安<sup>二</sup>置新館<sup>一</sup>。

【史料九】『日本書紀』推古天皇十六年秋八月辛丑朔癸卯(三日)条

唐客入<sup>レ</sup>京、是日、遣<sup>二</sup>飾騎七十五疋<sup>一</sup>而迎<sup>三</sup>唐客於海石榴市衢<sup>一</sup>。

【史料七】～【史料九】によって、唐の使者は小野臣妹子と共に筑紫に到着すると、難波津を経由して、海石榴市の衢で迎えられている。

筑紫↓難波↓海石榴市という経路で入京に至っており、海石榴市に近い大神の神奈備は、最も都に近い海外との境界といえるだろう。さらに山の辺の道、上つ道、横大路も近く、東は伊勢に通じる大和盆地の東の交通の要衝<sup>28</sup>である。

次に、神賀詞詞章で大己貴神の御子として、葛木の鴨の神奈備に置かれたとされる①味耜高彥根神について確認していく。味耜高彥根神は『古事記』において迦毛大御神ともあらわされ、鴨君によって祭られている。『古事記』『日本書紀』における味耜高彥根神の系譜を表2・表3としてまとめる。

表2 『古事記』味耜高彥根神の系譜

『古事記』神名		阿遲鉏高日子根神		阿遲(治)志貴高日子根神		下光比売・高比売命	
関係		父	母	妹	妹	父	夫
『古事記』神名		大国主神	多紀理毘売命	高比売命(下光比売命)	高比売命	大国主神	天若日子
『古事記』段		大国主神 系譜		国譲り 天の若日子の反逆			

表3 『日本書紀』味耜高彥根神の系譜

『日本書紀』神名		味耜高彥根神		下照媛		下照媛(高姫・稚国玉)	
関係		妹	父	父	兄	父	兄
『日本書紀』神名		下照媛	下照媛	下照媛	味耜高彥根神	味耜高彥根神	味耜高彥根神
『日本書紀』段		第九段(第一の一書)		第九段(本文)		第九段(第一の一書)	

表2 『古事記』では、

・味耜高彥根神は大国主神の子神とされ、下光比売命(下照媛)を妹とする。

表3 『日本書紀』では、

- ・味耜高彥根神は下照媛を妹とする。
- ・下照媛は顕国玉(国神)の子神とされる。

【史料十】『古事記』国譲り 天の若日子の反逆段

是以、高御産巢日神・天照大御神、亦問諸神等、「所遣葦原中国之天菩比神、久不復奏。亦使何神之吉。」余、思金神

答白、「可レ遣天津国玉神之子、天若日子」。〔略〕此時、阿遲志貴高日子根神神阿下到而、弔天若日子之喪時、自天降到天若日子之父、亦其妻、皆哭云、「我子者不レ死有祁理」。此二字以音下效レ此我君者不レ死坐祁理」。云、取懸手足而哭悲也。其過所以者、此二柱神之容姿、甚能相似、故、是以過也。

【史料十一】『日本書紀』第九段本文

故高皇產靈尊更会諸神一問三当レ遣者、僉曰、天国玉之子天稚彦、是壯士也、宜試之。〔略〕是時天国玉聞三其哭声、則知三夫天稚彦已死、乃遣三疾風一挙レ尸致レ天。〔略〕故味耜高彥根神昇レ天弔喪、時此神容貌、正類三天稚彦平生之儀。故天稚彦親屬妻子皆謂、吾君猶在。則攀、三牽衣帶、且喜且慟。時味耜高彥根神忿然作色曰、朋友之道理宜相弔、故不レ憚三汗穢、遠自赴哀、何為誤三我於亡者、則拔三其帶劍大葉刈、亦刈此云我里。名神戸劍。以斫、三仆喪屋。

【史料十】・【史料十一】傍線部において、天国玉の子である天稚彦が死んでしまったので、味耜高彥根神が喪を弔いにくくと、亡くなつたはずの天稚彦に見間違えられる。二神は天稚彦の父や妻からも間違えられるほど相似であった。表2で大国主神の子神とされている味耜高彥根神は、『古事記』において、大国主神＝顕国玉神とされているので、顕国玉神の子神ともいえる。表3で味耜高彥根神の妹の下照姫は、顕国玉神の子神とされているため、下照姫の兄である味耜高彥根神も、顕国玉神の子であるとみてよいだろう。味耜高彥根神も天稚彦も、共に国玉神の子であることから、父や妻でも見間違えるほど似ていたとされているのではないだろうか。国玉神とは国土を守る神とみられており、<sup>30</sup>対外的危機において重要な働きを持つ神と考えられる。

味耜高彥根神の葛木嶋の神奈備は、東北より南西への道路状遺構が残存している地点に近接しており、この道路状遺構は自然地形に合わせ作道されている。計画的に直線的に作道された古代以降の官道とは異なる<sup>31</sup>とされ、秋山日出雄氏が鴨神遺跡道路状遺構の発掘以前に斜向道路の存在を指摘し、葛上斜向道路とそれに接続する宇智斜向道路と称した道路の一部と推定されている。<sup>33</sup>この斜向道路は東北へ進むと阿部・山田の道になり、西南へ進むと紀ノ川・紀伊路・南海へと向かうことができる。

紀ノ川河口である紀伊水門は神功皇后紀において、海外からの経路として確認できる。新羅を伐ち帰国した神功皇后は、豊浦宮に移り「収三天皇之喪、從海路以向レ京。」とあるように天皇の喪を収めると、海路から京（大和）を目指している。<sup>34</sup>

【史料十二】『日本書紀』神功皇后摂政元年二月条

時皇后聞<sub>レ</sub>忍熊王起<sub>レ</sub>師以待<sub>二</sub>之、命<sub>二</sub>武内宿祢<sub>一</sub>懷<sub>二</sub>皇子<sub>一</sub>、横出<sub>二</sub>南海<sub>一</sub>泊<sub>二</sub>于紀伊水門<sub>一</sub>、皇后之船直指<sub>二</sub>難波<sub>一</sub>、于<sub>レ</sub>時皇后之船廻<sub>二</sub>於海中<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>不能<sub>レ</sub>進、更還<sub>二</sub>務古水門<sub>一</sub>而卜之。

武内宿禰は皇子と迂回し紀伊水門へ、皇后は直接難波に向かったが、船が進まず務古水門へと向かう。船で大和を目指す時、難波のほかに紀伊水門からの経路もあったといえるだろう。

【史料十三】『日本書紀』雄略天皇九年三月条

天皇欲<sub>二</sub>親伐<sub>二</sub>新羅<sub>一</sub>、(略)紀小弓宿祢等即入<sub>二</sub>新羅<sub>一</sub>、行屠<sub>二</sub>傍郡<sub>一</sub>、(略)大將軍紀小弓宿祢值<sub>レ</sub>病而薨。

右の傍線部から、新羅への出兵は紀氏が大將軍として赴いているとわかる。紀伊水門からの新羅への出港であろう。ここから、紀伊水門は海路の要衝であり、海外から大和への窓口であったといえる。紀伊の港から紀ノ川に沿って五條市を経ると葛木の鴨の神奈備(高鴨神社)が存在するため、葛城川が流れるこの地も大和盆地における海外との境界に位置付けてよいのではないだろうか。

近き守り神の大物主神の大御和の神奈備は、海外との境界とみることができ、大和盆地の東の交通の要衝といえる。味耜高彥根神の鴨の神奈備もまた、海外との境界とみることができ、大和盆地の西の交通の要衝<sup>35</sup>といえるだろう。神賀詞詞章で近き守り神を置いた大己貴神は、『古事記』『日本書紀』において顕国玉神と同神であり、味耜高彥根神も顕国玉神の子神とみられることから、近き守り神⑦・⑧の二神による東西の守りとは、交通の要衝である海外との境界を国土の神である国玉神とその子神が守護するものと捉えることができよう。

### 三、四方の境界

次に、⑨事代主神と⑩賀夜奈留美神の二神をみていきたい。⑨・⑩も、境界といえる交通の要衝に置かれているのではないだろうか。

⑨事代主神は宇奈堤に坐すとされ、比定地の高市御縣坐鴨事代主神社(現・河俣神社)は壬申の乱において重要な地として確認できる。

【史料十四】『日本書紀』天武天皇元年七月壬子(二十三日)先是条

軍<sub>二</sub>金綱井<sub>一</sub>之時、高市郡大領高市県主許梅、儵忽口閉而不能<sub>レ</sub>言也。三日之後、方著<sub>レ</sub>神以言、吾者高市社所居、名事代主神、又牟狹社所居、名生靈神者也。(略)吾者立<sub>三</sub>皇御孫命之前後<sub>一</sub>以送<sub>三</sub>奉于不破<sub>二</sub>而還焉、今且立<sub>三</sub>官軍中<sub>二</sub>而守護之。

右の傍線部にあるように、金綱井において、高市社の事代主神・身狹社の生靈神から、皇御孫命(天武天皇)を不破に送ったこと、官軍を守護していることが伝えられる。高市御縣坐事代主神社(現・河俣神社)の北東一〇〇mほどのあたりが金綱井とみられており<sup>36</sup>、軍が集結しているの、金綱井は戦いにおいて重視されるべき交通の要衝といえるだろう。

⑤賀夜奈留美神の名は『古事記』『日本書紀』に確認できないが、図1で比定した飛鳥の神奈備(現・葛神社)の地は同じく壬申の乱の記事にある嶋宮の九〇〇mほど西南方向に位置している。

【史料十五】『日本書紀』天武天皇即位前紀十月壬午(十九日)条・癸未(二十日)条

入<sub>三</sub>吉野宮<sub>一</sub>、時左大臣蘇賀赤兄臣、右大臣中臣金連、及大納言蘇賀果安臣等送之。自<sub>三</sub>菟道<sub>一</sub>返焉。或曰、虎著<sub>レ</sub>翼放之。是夕、御<sub>三</sub>嶋宮<sub>一</sub>。癸未、至<sub>三</sub>吉野<sub>二</sub>而居之。

天武天皇は出家して飛鳥の嶋宮に至り、翌日吉野宮へと向かう。嶋宮は吉野宮への境界といえ、吉野宮からは東国に向かうことができ、天皇の危機において大和盆地から東国へ向かう際の交通の要衝に位置付けられるのではないだろうか。

④・⑤も交通の要衝であることから、近き守り神は、国玉神とその子神である四神が、藤原宮・飛鳥宮を囲む四方の交通の要衝に配されたと考えられる。

ここで、四方に対する意識を確認して行きたい。『日本書紀』<sup>37</sup>において「四方(四表を含む)」という単語は、崇神朝に三回・垂仁朝に一回・履中朝に一回・欽明朝に一回・敏達朝に一回・推古朝に一回・皇極朝に一回・孝徳朝に六回<sup>45</sup>・天武朝に六回<sup>46</sup>確認でき、孝徳朝と天武朝に頻出していることがわかる。孝徳朝の大化二年の改新の詔第二条は、四方という言葉を用いてはいないが、東西南北の四方の地点をあげて畿内を設定している。

【史料十六】『日本書紀』大化二年春正月甲子朔(一日)条

其二曰、初修<sub>三</sub>京師<sub>一</sub>、置<sub>三</sub>畿内国司、郡司、関塞、斥候、防人、馭馬、伝馬<sub>一</sub>、及造<sub>三</sub>鈴契<sub>一</sub>。定<sub>三</sub>山河<sub>一</sub>。(略)凡畿内東自<sub>三</sub>名譽横

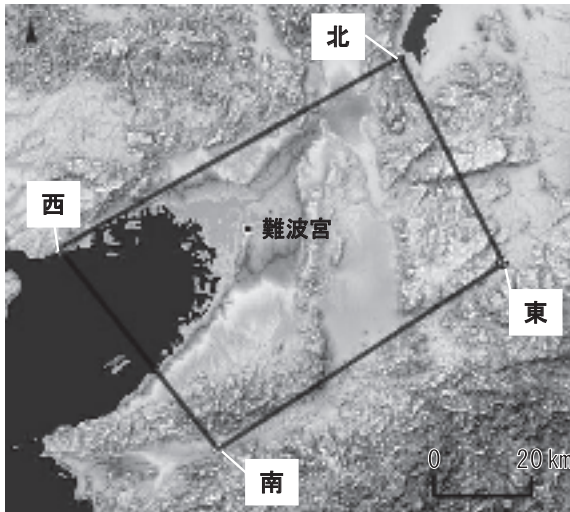


図2 大化畿内制の四至  
カシミール3Dを改変して作成

河<sup>一</sup>以来、南自<sup>二</sup>紀伊兄山<sup>一</sup>以来、<sup>云見此</sup>西自<sup>三</sup>赤石櫛淵<sup>一</sup>以来、北自<sup>二</sup>近江狭々波合坂山<sup>一</sup>以来、為<sup>三</sup>畿内国<sup>一</sup>。右では初めて京師を修め、畿内国司、郡司などを置き、山河を定めよとする。そして、東西南北の方位と共にその地名をあげて畿内の範囲を示している。改新詔は修飾されているとみるのが通説であるが、長山泰孝氏は改新詔の四至に基づく畿内制について「大化の政治改革の一環として畿内制が実施されたことは認めざるをえない」とし、「大化に畿内制が設けられた背後には、なによりも世界を天子を中心として、天子の徳と勢力のおよぶ程度によって同心円的に区画する中国的な理念が存在したと考える。」と述べている。<sup>47</sup> これをうけて中村英重氏は、畿内制の四至は地名に続けて川・山・峠などの自然標識をともなった記載をされていると指摘する。さらに、それぞれ重要な交通路上にあり、祭祀的な性格を有する地と推測し、大化の畿内制は境界祭祀として出発したと思われるとしている。<sup>48</sup> 大化畿内制の四至を図2として地図上に示す。

大化畿内制は、難波宮を中心とした四方を境界として設定したのであろう。このほか、評制の施行や、<sup>49</sup> 神郡の成立も孝徳朝と考えられており、「神郡の地は、いずれも大和王権の交通・軍事上の重要拠点となっていた」と指摘されている。<sup>50</sup> 国家祭祀を人的・経済的に支援する拠点である神郡<sup>52</sup>の存在から、国家領域の境界で神を祭り、その境界を守護するという方針が確認でき、<sup>53</sup> 大化畿内制の存在から、天皇を中心とした四方の境界における祭祀があったとみることができる。いずれも、孝徳朝における境界意識があらわれているのだろう。

天武朝も四方の記事が多く、四方国との表記がみられる。近き守り神は飛鳥・藤原の宮を囲むことから、天武朝に置かれたと考えられ、神賀詞奏上儀礼の成立時期の根拠とされる。近き守り神が天武朝に置かれた境界の守り神と考えると⑤・⑥の地が壬申の乱において境界と意識されたであろうことと符合する。

## 四、近き守り神の境界が成立した背景

近き守り神の東西二神⑦大物主神①味耜高彥根神が大和盆地における海外との境界を守護するのであれば、そこには海外の国に対する危機感が存在したと考えるのが自然だろう。「六四〇～六七〇年までは、(唐からの)朝鮮半島への軍事的圧力が格段に強化された時期」<sup>54</sup>とされ、斉明紀は百済国滅亡やその前兆に関連した記事が存在している。<sup>55</sup>しかし、唐や新羅から本土へ侵攻される可能性が著しく高まったのは、天智天皇二年(六六三)八月に白村江の戦いで敗れて以降<sup>56</sup>といつてよいだろう。天智朝には防人や烽が置かれており、城が築かれた。天武朝も関や羅城が築かれている。防衛設備造営等は海外の国からの侵攻に対する準備と考えられる。これらの記事の防衛拠点となる設備を表4「対海外関連防衛拠点設備造営等記事一覧」としてまとめる。<sup>57</sup>





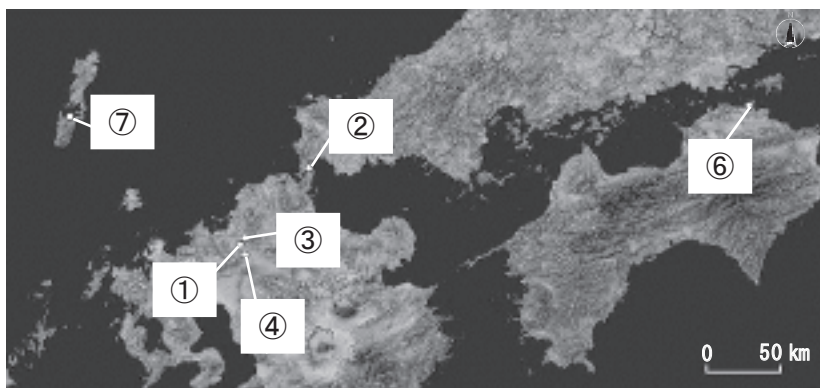


図3 国土の守り  
カシミール3Dを改変して作成

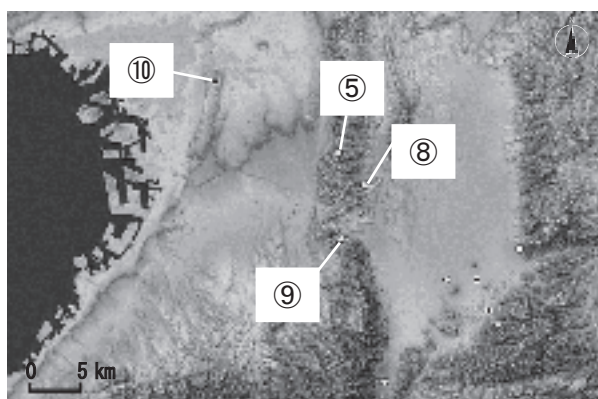


図4 大和盆地の守り  
カシミール3Dを改変して作成

『日本書紀』に造営が記された防衛のための拠点は①水城②長門城③大野城④椽城⑤高安城⑥屋嶋城⑦金田城⑧竜田関⑨大坂関⑩難波の羅城である。<sup>58</sup>天智朝から防衛施設が整備されるが、天武朝でも武器を備える事を命じ、海外に対する防衛のための城を確認しており、⑧～⑩の関や羅城を築いている。表4で造営された防衛拠点設備を地図上に示し、図3国土の守り・図4大和盆地の守りとする。

天智朝に海外から畿内への航路に沿って①～⑦の城が造られており、天武朝に大阪湾から大和盆地への地理的境界に⑧～⑩の関や羅城が造営されている。大和盆地への境界である⑤の高安城は天智朝に築かれているため、この時すでに近江に遷都していた天智朝も、それ以前に都がおかれた大和盆地を重要な地として意識していたと理解できる。<sup>59</sup>

【史料十七】『日本書紀』天武天皇十三年閏四月壬午朔丙戌（五日）条

又詔曰、凡政要者軍事也。是以文武官諸人務習用兵及乘馬。則馬兵并身裝束之物、務具儲足。其有馬者為騎士、無馬者為步卒。並當試練、以勿懈於聚會。若忤詔旨、有不便馬兵、亦裝束有闕者、親王以下逮于諸臣、並罰之。大山位以下者可罰々之、可杖々之。其務習以能得業者、若雖死罪、則減二等。唯恃己才以故犯者不在赦例。

天武天皇は右の傍線部で、政治の要は軍事であると詔している。そして、文武官は武器を用い、乗馬を習うように等軍備を指示し、処罰を規定している。軍事的な備えが国内の政局によるものでないことは、次の史料から考えられる。

【史料十八】『日本書紀』天武天皇三年秋八月戊寅朔庚辰（三日）条

遣忍壁皇子於石上神宮、以膏油塗神宝、即日勅曰、元來諸家貯於神府宝物、今皆還其子孫。

右の傍線部にあるように、石上神宮に納められていた諸家の宝を子孫に返すようにとの勅がある。武器庫の性格をもつ石上神宮に納められていたのであれば、諸家の宝とは武器を指すだろう。<sup>60</sup> 軍事的な備えが国内の政局不安に拠るものであれば、壬申の乱から約二年という時期に諸家への武器の返却をおこなうことは考えにくい。やはり軍事的な備えは海外の国からの侵攻に対するものであり、天武朝も引き続き、海外の国に対する危機意識は存在したと判断できる。近き守り神はこのような危機感から天武朝において、境界の守りとして交通の要衝に置かれたと推測できるのではないだろうか。

## 五、藤原宮・藤原京と四方の境界

皇孫命の近き守り神は飛鳥・藤原の地を囲んでおり、この領域は、天武天皇が飛鳥浄御原宮で即位し、藤原京の造営をすすめていた

状況と相關するようにみえる。発掘調査で確認された成果をもとに、藤原京の造営過程に関する記事、特に用語の意味について検討を行った重見泰氏は、

- ・新城（＝新しい都城の範囲）の造営計画は、天武初年頃まで遡る可能性がある。
- ・宮の位置を京域の中央に配置するという計画も当初からあった。

とみている。<sup>61</sup> 天武天皇は即位して間もない頃から、宮を中央に配置した藤原京を計画し、その造営に取り組んでいたであろう。

ここで、藤原京の構造とその境界について、あらためて確認して行く。藤原京は、正方形の京域をもち、その中央近くに宮を置く「周礼」にみられるような中国都城の理想型にもとづいて設計された、いわば理念先行型の都城であった可能性が高いとされる。<sup>62</sup> 藤原宮は国家の中心として計画されたものであり、その中央には、即位儀礼や元日朝賀が行われる大極殿が位置する。重見氏は天武十年の「大極殿」初出記事において、大極殿が律令制定の詔や「帝紀」および「上古諸事」の記定を命じる重要な殿舎として登場することから、大極殿は天皇が支配体系の中心に示す重要な殿舎として創出されたものと考えられると指摘している。<sup>63</sup> 大極殿を中心とした「大極殿→藤原宮→藤原京」と拡大する「同心円状の構造」である。天武天皇は京の中心である大極殿とそこに位置する天皇の存在とを重ね合わせ、天皇を中心とした世界を投影して、藤原京を計画したのであろう。この天皇を中心とした同心円状の構造は、祭祀においても意識されているのではないだろうか。都城境界における恒例祭祀の鎮火祭・道饗祭は、都城・律令制定と同時進行的に整備された、天皇を中心とした同心円的構造の境界祭祀と理解される。<sup>64</sup> この天皇を中心とした同心円状の宮都構造と境界祭祀がおこなわれたとされる位置を藤原京の復元図に示し、図5とし、鎮火祭・道饗祭の史料も確認する。

【史料十九】『令集解』「神祇令」鎮火祭条

謂。在<sub>二</sub>宮城四方外角<sub>一</sub>。卜部等鑽<sub>レ</sub>火而祭。

為<sub>レ</sub>防<sub>二</sub>火災<sub>一</sub>。故曰<sub>二</sub>鎮火<sub>一</sub>。積及古記无<sub>レ</sub>別。

【史料二十】『令集解』「神祇令」道饗祭条

謂。卜部等於<sub>二</sub>京城四隅道上<sub>一</sub>而祭之。言欲<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>鬼魅自<sub>レ</sub>外来者不<sub>三</sub>敢入<sub>二</sub>京師<sub>一</sub>。故預迎<sub>二</sub>於路<sub>一</sub>而饗過也。積云。京四方大路最極。

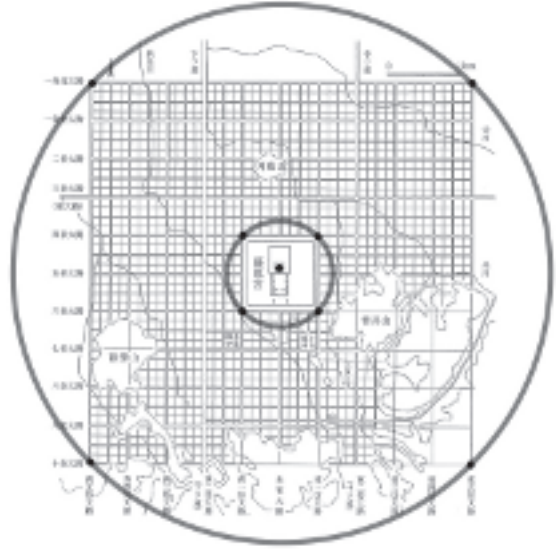


図5 同心円的構造と境界祭祀  
小澤毅『日本古代宮都構造の研究』  
221頁 第20図に加筆して作成<sup>65</sup>

卜部等祭。牛皮并鹿猪皮用也。此為三鬼魅自レ外莫レ来三宮内一祭之。左  
右京職相預。魂別

朝と考えられる一因といえよう。先に示したように、天皇を中心とした境界祭祀は、孝徳朝や天智朝とは考えにくい。孝徳天皇の造営した宮は難波であり、近き守り神の範囲ではない上に、孝徳天皇は国玉神による守護を意識していなかったと思われるためである。

【史料二十一】孝徳天皇即位前紀条

天満豊日天皇、天豊財重日足姫天皇同母弟也。尊弘法一輕三神道一。柳生國魂社  
樹之類是也

右の割注傍線部にあるように、孝徳天皇は生国魂神社の木を伐つて宮の造営にあてることがないだろう。天智天皇の即位した近江大津宮も大和盆地から大きく離れており、近き守り神という表現に相応しいとはいえない。

右の『令集解』「神祇令」において、鎮火祭・道饗祭ともに「古記无レ別」とあるので大宝律令段階においても祭儀は同様に行われていたと理解できる。八世紀初め、藤原京において成立した大宝律令に則して、宮城四方外角で鎮火祭が、京城四隅道上（京四方大路最極）で道饗祭がおこなわれたのである。<sup>66</sup>境界祭祀は四方（四隅）が意識されており、この四方の境界に国玉神とその子神による守護という要素を加えて、皇御孫命の近き守り神が成立したのではないだろうか。ただし、近き守り神は地理的要因で成り立つ交通の要衝に位置するため、人工的に作られた宮や京城のように、正方形とはいかなかったと思われる。天皇を中心として同心円状に拡大する世界を意識して設計された藤原京造営の理念と相關することも、近き守り神の設定が天武

## おわりに

出雲国造神賀詞の詞章に確認できる皇御孫命の近き守り神は、大和盆地の地理的境界の交通の要衝に位置するもので、立地・景観が重要であったと考えられる。

出雲国造神賀詞奏上儀礼の開始は国史上初見の元正朝とみられるが、近き守り神の四神は飛鳥・藤原の地を囲んでおり、天武天皇が飛鳥浄御原宮で即位し、即位間もないころから藤原京の造営をすすめたことに応じた範囲の守護といえるだろう。藤原京は、天皇の即位が行われる大極殿を中心に大極殿↓藤原宮↓藤原京と拡大する同心円状の構造をもつ。この天皇を中心とした同心円状に拡大する境界を、宮城四隅で行う鎮火祭や京域四隅で行う道饗祭によって守護する。さらにそれを囲むように置かれたのが、近き守り神といえるのではないだろうか。特に、東西に位置する大物主神と味耜高彥根神の神奈備は大和盆地における海外との境界といえ、海外の国からもたらされる災いである疫病や戦争による侵攻から天皇を守ることを目的としているのだろう。近き守り神が置かれた背景には、海外の国に対する脅威が存在したのである。海に囲まれ他国と国の境を接することのないこの国において危機感が急激に高まったのは、白村江の戦に敗れ、本土侵攻の可能性のあった天智朝以降と推測できる。天智朝には、本土侵攻の備えとして、海外の国からの航路上に山城や烽などの防衛設備が築かれている。天武朝においても「政治の要は軍事である」という詔がだされ、大和盆地への境界に防衛設備等が造営されており、引き続き対外的な緊張感が高い状態であったといえる。そのため、国土を守る神としての国玉神とその子神による守護が必要とされ、近き守り神が大和盆地の境界に設定されたのだろう。ただし、神による境界の守護はそのすべてが天武朝に作り上げられたのではなく、神郡の成立や大化畿内制の存在から孝徳朝にはすでに「天皇を中心とした境界を神によって守護する」という理念が存在したと捉えることができる。

出雲国造神賀詞の詞章で、立地・景観に応じた境界を守護する近き守り神を置き、杵築宮に鎮まったとされる大己貴神においても、同様にその海外との境界としての立地・景観が重要なのではないだろうか。この点については今後の課題としたい。

- 1 元日朝賀は即位式と同じ大儀である。『延喜式』左近衛府1大儀条、以下『延喜式』の条文番号および引用条文については、虎尾俊哉編『訳注史料 延喜式』上・中・下(二〇〇〇年～二〇一七年)を参照。
- 2 井上光貞「日本律令の成立とその註釈書」井上光貞校注『律令』岩波書店、一九七六年、七四三頁。
- 3 新野直吉「国造と県主」至文堂、一九六五年、大浦元彦「出雲国造神賀詞」の成立『史苑』第四十五卷二号、一九八六年、武光誠「神祇官と出雲国造神賀詞」『増訂律令太政官制の研究』吉川弘文館、二〇〇七年、初出は、一九九四年、岡田莊司「古代律令神祇祭祀制と杵築大社・神賀詞奏上儀礼」『古代天皇と神祇の祭祀体系』吉川弘文館、二〇二三年、初出は、『延喜式研究』第二十五号、二〇〇九年など。
- 4 大浦元彦前掲註3論文など。
- 5 大和の表記は天平宝字元年以降であるとされるが、便宜上、本稿では大和を用いる。
- 6 岡田莊司「古代神祇祭祀体系の基本構想―天社・国(地)社祭祀制―」前掲註3著書所収、六六頁、初出は『神道宗教』二四三号、二〇一五年。
- 7 出雲国造神賀詞奏上儀礼詞章では大穴持命であるが、他史料も使用するため大己貴神で統一する。他の神の名も同様に『日本書紀』の神名であらわす。賀夜奈留美命は、『日本書紀』に記されていないため、そのまま賀夜奈留美神と表記する。
- 8 拙稿「出雲国造神賀詞に関する一考察」『神道研究集録』第三五輯、二〇二一年、拙稿「出雲國造神賀詞奏上儀礼―負幸物と献物―」『國學院雜誌』第一二四卷七号、二〇二三年。神賀詞詞章において、祭祀対象は大己貴神だけでなく、熊野大神や百八十六社の神も含まれるが、朝廷にとって天穗日命を介して祭祀すべきは、国譲り神話をもつ大己貴神と考えてよいのではないだろうか。
- 9 御巫清勇は「皇居が飛鳥地方にあった時代」、武田祐吉は「藤原の京を中心とした配置と考えられ、(祈年祭と)同じく飛鳥の京または藤原の京の時代」、青木紀元氏は「最初の発想は、やはり天武・持統朝にあったのではないか」、和田萃氏は「飛鳥諸宮や大藤原京が営まれた時期」とみている。御巫清勇「出雲国造神賀詞について」『神道学』六号、神道学会、一九五五年、武田祐吉「解説」倉野憲司、武田祐吉校注『古事記祝詞』、岩波書店、一九五八年、カッコ内は筆者による補足、青木紀元「出雲国造神賀詞」『祝詞全評釈』右文書院、二〇〇〇年、和田萃「出雲国造と変若水」『国立歴史民俗博物館研究報告』

- 第一二集、二〇〇四年、など。
- 10 安藤正次「出雲国造神賀詞考説」『古典と古語』三省堂、一九三五年。
- 11 岡田莊司「古代神祇祭祀と杵築大社・宇佐八幡」註3著書所収、初出は『王権と神祇』思文閣出版、二〇〇二年。
- 12 賀夜奈留美神は『古事記』『日本書紀』にみえない。本居宣長は『出雲国造神賀詞後釈』で「古事記に鳥鳴海神といふあり、大名持命の御子也、これと同神なるべし」としている。『本居宣長全集』第七卷、筑摩書房、一九七一年、五五頁。
- 13 本居宣長は「飛鳥と宇奈堤と入りまがひたるものなりけり」とし、賀夜奈留美神は宇奈堤に、事代主は飛鳥の神奈備にあつたものとしている。前掲註12書籍、五六・五七頁。川副武胤は、宇奈堤の前に地名の省略があるとして、「葛木乃鴨乃宇奈堤」と考え、鴨都波神社に位置付けている。同氏「倭地方出雲系諸神成考―出雲国造神賀詞の宇奈堤のこと―」『神道学』一一七号、一九八二年、七・八頁。
- 14 賀茂真淵は『祝詞考』において「宇奈堤ちふ所は、高市郡畝傍山の西北に、今も雲梯村といふ有、そこなるべし」としている。『賀茂真淵全集』第七卷、群書類従完成会、一九八四年、三四九頁。
- 15 拙稿註8論文、三八頁。
- 16 川俣神社『式内社調査報告』第三卷、皇學館大學出版部、一九八二年、八三三〜八三六頁。
- 17 鈴木重胤は『祝詞式講義』において「天高市は、其国（倭国）の高市郡なるなど其所由深きを思ふ可し」としている。『鈴木重胤全集』第十二、延喜式祝詞講義十五卷、五一二頁。カッコ内は筆者による補足。
- 18 高市御縣坐鴨事代主神社、前掲註16書籍、七三九〜七四四頁。
- 19 和田萃「出雲国造と変若水」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一二二集、二〇〇四年、三九五・三九六頁。
- 20 西宮一民「出雲国造神賀詞に見える「飛鳥乃神奈備について」」『皇學館大學紀要』十九号、皇學館大學、一九八一年、八頁。
- 21 加夜奈留美命神社の候補地として戒成も挙げられている。前掲註16書籍、八一五〜八一八頁。
- 22 小村宏史氏はこの二神に注目し、出雲国造神賀詞の四神鎮座段は三輪山・葛城山の信仰に由来し、太陽の運行とかかわる東西軸を意識したものである。同氏「出雲国造神賀詞」における出雲系四神鎮座の言説について―日置部およびその伴造氏族をてがかりに―『國語と國文學』第九十九卷第十一

号、東京大学国語国文学会、二〇二二年、一四三・一四四頁。

23 『古事記』は西宮一民編『古事記』修訂版、おうふう、二〇一五年による。文段の見出しもこれによる。

24 岡田莊司「古代杵築大社神殿の創建」前掲註3著書所収、二〇六頁、初出は原題「古代出雲大社神殿の創建」『神道文化』一二号、二〇〇〇年。

25 吉井巖「ヌシ」を名にもつ神々』『天皇の系譜と神話』二、塙書房、一九七六年、一二二頁。

26 藤森馨氏は、「鎮花祭も、三枝祭も、大神氏の氏神祭祀である大神祭とは相違し、大物主神を防疫神と認識した国家の要請により開始された祭祀と考え  
るべき」としており、国家にとつての大物主神は荒ぶる疫病神と考えられていたとしている。藤森馨「鎮花祭と三枝祭の祭祀構造」『神道宗教』二二一号、  
二〇〇八年、九頁。

27 二〇二三年現在の社会情勢からも、海外から来る災として代表的なものは、疫病と戦争といえる。新型コロナウイルス感染症の国内初の感染者は、  
二〇二〇年の海外渡航者である。また、ロシアによるウクライナ侵略など、国際情勢にも不安がある。

28 笹生衛氏は、水陸交通の要所や難所に祭祀遺跡が立地することを指摘し、自然環境の働きⅡ「神」に、注意深く接することⅡ「祭祀」を怠れば、災いを  
招き、最悪の場合、死につながる危険性をはらんでいたとし、交通の要所における祭祀が重要なものとして存在していたとしている。笹生衛「祭祀遺跡  
の立地と神」『神と死者の考古学』吉川弘文館、二〇一六年、九一〜一一三頁。

29 三宅和朗『記紀神話の成立』吉川弘文館、一九八五年、二〇一頁。

30 「クニタマは、国土を經營するに功あり、国土を守る神」とある。日本古典文学大系新装版『日本書紀』文庫版(二) 岩波書店、一九九四年、一一三頁、  
注五。

31 『鴨神遺跡』奈良県文化財調査報告書第六六集、奈良県教育委員会、一九九三年、九二頁。

32 秋山日出男「日本古代道路と一步の制」『橿原考古学研究所論集』吉川弘文館、一九七五年、五五八〜五六六頁。

33 近江俊秀『道が語る日本古代史』朝日新聞出版、二〇一二年、二四〜二六頁。

34 『古事記』仲哀天皇忍熊王の反逆段に、「於倭還上之時」とある。

35 和田萃氏は近き守り神が東海道の起点・南海道の起点にあたる交通の要所であると指摘している。同氏「出雲国造と変若水」『国立歴史民俗博物館研究



- 報告』第一二集、二〇〇四年、三九六頁。
- 36 日本古典文学大系新装版『日本書紀』文庫版『日本書紀五』岩波書店、一九九五年、一〇〇頁、注四、和田萃前掲註26論文、三九五頁。
- 37 四方記事については、国史大系『日本書紀』を参照。
- 38 十年秋七月丙戌己酉（二十四日）条、四十八年春正月己卯朔戊子（十日）条（二回）。
- 39 七年秋七月己巳朔乙亥（七日）条。
- 40 四年秋八月辛卯朔戊戌（八日）条。
- 41 十六年春二月条。
- 42 十三年是歳条。
- 43 七年夏四月乙未朔辛酉（二十七日）条。
- 44 元年八月甲申朔（一日）条。
- 45 大化元年九月丙寅朔（一日）条、大化二年三月甲申（二十二日）条（二回）、白雉元年二月庚午朔戊寅（九日）条、白雉元年二月甲申（二十五日）条（二回）。
- 46 四年冬十月辛未朔癸酉（三日）条、五年是夏条、五年八月辛亥（十六日）条、五年十一月甲申（二十日）条、十一年三月是月条、十四年十一月丙午（四日）条。
- 47 長山泰孝「改新詔と畿内制の成立」『古代国家と王権』吉川弘文館、一九九二年、一八六・一九四頁、初出は『続日本紀研究』一九八〇年。
- 48 中村英重「畿内制と境界祭祀」『史流』北海道教育大学史学会、一九八三年、三九・四四・五二頁。
- 49 篠川賢「評制の成立過程について」『成城文藝』一五四、一九九六年、一二頁。
- 50 小倉慈司「律令制成立期の神社政策」『古代律令国家と神祇行政』同成社、二〇二二年、九四頁、初出は『古代文化』六五―三、二〇一三年。
- 51 高嶋弘志「神郡の成立とその歴史的意義」佐伯有清編『日本古代政治史論考』吉川弘文館、一九八三年、一四八頁。
- 52 小林宣彦「律令制の成立と祭祀」『律令国家の祭祀と災異』吉川弘文館、二〇一九年、一四四頁、初出は二〇一五年。なお、同論における、出雲神郡に

- おける国家祭祀の対象として、大己貴神が注目されるべきとの指摘は重要であろう。一四四・一四五頁。
- 53 岡田莊司氏は、「記紀神話の基本体系と神郡（評）神社の配置とが連動して成立していったのは孝徳朝であった。古代における国家領域の統治と安定は、東方の経営、西方の対外防衛、そして自然災害（神の怒り）への対応が要点である。」とのべる。前掲註6論文、前掲註3著書所収、八〇頁。
- 54 仁藤敦『東アジアからみた「大化の改新」』吉川弘文館、二〇一三年、一八頁。カッコ内は筆者による補足。
- 55 齊明天皇四年是年条、六年五月是月・七月条・九月条など。
- 56 『日本書紀』天智天皇二年八月己酉（二十八日）条。
- 57 天智朝の年紀は、称制の年から数える仕方と即位の年から数える仕方によって、同事重出の可能性があり、長門・筑紫の築城は、四年の方に従うべきであろうとしている。坂本太郎「天智紀の史料批判」『古事記と日本書紀』坂本太郎著作集第二卷、吉川弘文館、一九八八年、三一四～三二六頁、初出は『日本学士院紀要』一三―三、一九五五年。
- 58 ①～⑩は日本古典文学大系新装版『日本書紀』文庫版（五）岩波書店の比定地による。
- 59 相原嘉之氏は、飛鳥中心部への我が国の国防システムは、山城・軍団の防衛システム、烽等の監視システム、羅城・寺院・運河・監視施設という三重構造となっていたとしている。同氏「倭京の守り―古代都市 飛鳥の防衛システム構想―」『古代飛鳥の都市構造』吉川弘文館、二〇一七年、三五―一頁、初出は『明日香村文化財調査研究紀要』第四号、二〇〇四年。
- 60 註58書籍、（一二二頁、注一。）
- 61 重見泰「新城の造営計画と藤原宮の造営」『日本古代都城の形成と王権』吉川弘文館、二〇二〇年、一三一～一三四頁、初出は、『奈良県立橿原考古学研究所紀要 考古学論攷』第四〇冊、二〇一七年、このほか、寺崎保広『藤原京の形成』日本史リブレット六、山川出版社、二〇〇二年、六四～六九頁。
- 62 小沢毅「藤原京の造営と京域をめぐる諸問題」『日本古代宮都構造の研究』青木書店、二〇〇三年、二四八・二四九頁なども同様の見解である。
- 63 小沢毅「古代都市「藤原京」の成立」前掲註61著書所収、一二二〇・一二二一頁。
- 64 重見泰氏「王宮の変遷と律令都城の形成」前掲註61著書所収、一七五頁。
- 65 船井まどか「道饗の祭の成立過程とその意義の一考察」『神道研究集録』第二十六輯、二〇一二年、二～六頁。

65 小沢毅前掲註61著書二二二頁「第二〇図 藤原京の復元」に加筆して作成。

66 宮城四隅のチマタで鎮火祭、京城四隅のチマタで道饗祭が行われるが、条坊制が施行されなければ、四隅の概念が生まれてこないとし、藤原京が条坊をもった本格的な都城として造営された意味は大きいとする。和田萃「夕占と道饗祭」『日本古代の祭祀と儀礼・信仰 中』中埴書房、一九九五年、三四六・三四九頁、初出は原題「夕占と道饗祭―チマタにおけるマツリと祭祀―」『日本学』六号、一九八五年。